

令和7年度第2回藤井寺市職員倫理委員会 利害関係者との接触に関する届出書(条例施行規則第6条関係) 【令和7年度実績】

番号	公開 非公開	所属名	利害関係者名	会議等の名称・目的	実施 年月日	時間	場所	公務・公務外	一人当たりの 費用見込み	職員の 個人負担	市側参加者	相手方参加者	職務上の必要な理由
1	公開	生涯学習課	青少年関係三団体会長及び校区リーダー会会長 (補助金交付団体)	青少年関係三団体会長及び校区リーダー会会長会議	R7.10.16	19:30～ 21:30	Second Kitchen 来恩 (藤井寺市)	会議は公務 懇親会は公務外	4,280円 (会費)	4,280円 (会費)	生涯学習課長、 課長代理級以下 2名	青少年関係三団体会長 及び校区リーダー会会 長 7名	本市が青少年健全育成を進めていくうえで、青少年関係三団体会長及び校区リーダー会の情報交換が行われる場への職員の出席が必要であるため
			過去(前回)の解釈	(R6年度第2回)規則第6条第1項第1号及び第3号により判断することになるが、職員が個人負担をしていることもあり、市民の疑惑を招くおそれは少ないと判断する。									
2	公開	スポーツ振興課	藤井寺市体育協会 (補助金交付団体)	令和7年度藤井寺市体育協会・藤井寺市スポーツ推進委員会合同意見交換会	R7.12.17	19:00～ 21:00	蘭月 (藤井寺市)	公務外	5,000円 (会費)	5,000円 (会費)	市長、教育長、 スポーツ推進課 長	体育協会会長執行役員 22名	本市のスポーツ振興施策における各種事業の実施に際し、藤井寺市体育協会役員等と意見交換を行うことにより、事業実施に係る課題の検討並びに、今後の本市スポーツ施策に対する方向性等について情報を共有していくことが必要のため。また、市長及び教育長の随行も兼ねて参加する。
			昨年度(前回)の解釈	(R元年度第2回)事前届出書を提出しており、規則第6条第1項第3号により判断を行うが、市民の疑惑を招くおそれは少ないと判断する。									
3	公開	協働人權課	藤井寺市区長会 (補助金交付団体)	研修会及び定例区長会	R7.11.11	9:00～ 16:00	堺市 コスモ石油 堺製 油所、DINS関西株式会社	公務	7,073円 (バス配車代+ 昼食代)	2,200円 (昼食代)	協働人權課 課長代理級以下 2名	区長会会員 34名	区長会では毎年先進都市のまちづくりや施設の視察などを行っており、本年は「コスモ石油 堺製油所」、「DINS関西株式会社」を訪れ、循環型社会の理解を深める研修を行う。研修会に同行する中で、各区長との対話や交流を通じて市行政の円滑な遂行を図ることができる。また、11月の定例区長会も併せて開催される。
			過去(前回)の解釈	(令和5年度第5回)規則第6条第1項第1号により判断を行うが、研修を行っており、市民の疑惑を招くおそれは少ないと判断する。									
4	公開	商工労働課	藤井寺市商工会 (補助金交付団体)	藤井寺市商工行政懇談会	R7.12.25	18:00～ 20:00	天ぶら のじ菊 (藤井寺市)	公務	10,000円 (会費)	10,000円 (会費)	市長、副市長、 市民生活部長、 商工労働課長	商工会役員 (会長・副会長2名・ 事務局1名)	商工行政推進のために行われる意見交換懇談会に市長・副市長が出席するのに際し、随行するものであり、本市商工行政を進めるにあたり、商工会との意見交換会は重要な機会であり業務上必要である。
			過去(前回)の解釈	(令和6年度2回)市長・副市長随行での参加であり、規則第6条第1項第8号により判断することになるが、市民の疑惑を招くおそれは少ないと判断する。									
5	公開	協働人權課	藤井寺市区長会 (補助金交付団体)	1月定例区長会及び新年懇親会	R8.1.11	12:00～ 14:30	料亭 梅廻家 (藤井寺市)	区長会は公務 懇親会は公務外	3,630円 (昼食代)	3,630円 (昼食代)	市長、 協働人權課長、 課長代理級以下 2名	区長会会員 40名	1月定例区長会后、引き続き新年懇親会が開催される。懇親会に出席することで、各区長との対話や交流を通じて市行政の円滑な遂行を図ることができるとともに、市長も出席するため随行も兼ねている。
			過去(前回)の解釈	(令和6年度第2回)規則第6条第1項第8号により判断することになるが、職員が個人負担をしていることもあり、市民の疑惑を招くおそれは少ないと判断する。									
6	公開	生涯学習課	藤井寺市子ども会育成連絡協議会 (補助金交付団体)	藤井寺市子ども会育成連絡協議会1月役員会	R8.1.8	19:30～ 21:30	松風串揚げ店 (羽曳野市)	役員会は公務 懇親会は公務外	5,500円 (会費)	5,500円 (会費)	生涯学習課長、 課長代理級以下 2名	藤井寺市子ども会育成連絡協議会会員 7名	青少年健全育成を進めていくうえで、現在の子ども会活動の情報交換が行われる場への職員の出席が必要であるため
			過去(前回)の解釈	(令和7年度第1回)規則第6条第1項第1号および第3号により判断することになるが、職員が個人負担をしていることもあり、市民の疑惑を招くおそれは少ないと判断する。									
7	公開	危機管理室	羽曳野警察署管内防犯協議会役員 (市支出負担金等による運営団体)	羽曳野警察署管内防犯協議会役員新年懇親会	R8.1.28	18:00～ 20:00	木曾路 藤井寺店 (藤井寺市)	公務外	5,000円 (会費)	5,000円 (会費)	危機管理室 室長代理以下2 名	羽曳野警察署管内防犯協議会役員 20名	羽曳野警察署管内防犯協議会は、藤井寺市・羽曳野市の住民と警察が協力の下犯罪のない明るいまちづくりを実現することを目的に設置されたものであり、利害関係はあるが個人の費用負担もあり、本協議会の設置目的の円滑な推進に資するため、役員会開催後の懇親会に参加するもの。
			過去(前回)の解釈	(令和7年度第1回)規則第6条第1項第8号により判断することになるが、市長の随行を兼ねての参加であり、市民の疑惑を招くおそれは少ないと判断する。									

は過去に事例あり。